

第 22 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。	第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。
(1)～(37の3) [略]	(1)～(37の3) [略]
<u>(38) 削除</u>	<u>(38) 魚介類行商条例（昭和39年兵庫県条例第61号）第 3 条の規定に基づく魚介類の行商の登録の申請に対する審査 1 件につき 500 円</u>
(39)～(158) [略]	(39)～(158) [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は

太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第9（第5条関係）			別表第9（第5条関係）		
種別	区分	手数料（1件につき）	種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査		[略]	21 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査		[略]
22 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積への不算入に係る認定の申請に対する審査		2万7,000円			
23～28 [略]		[略]	22～27 [略]		[略]
29 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		[略]	28 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		[略]
30、31 [略]		[略]	29、30 [略]		[略]
32 法第58条第2項の規定に基づく同条第1項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区における当該最高限度に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		16万円			
33～47 [略]		[略]	31～45 [略]		[略]
48 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下48の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	[略]	46 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下46の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
49 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設	建築等をする建築物の数が1である場合	[略]	47 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設	建築物（既存建築物を除く。以下47の項において同じ。）の数が1である場合	[略]

計による建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築等をする建築物の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える <u>建築等をする建築物</u> の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
50 [略]	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下50の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	[略]
	[略]	[略]
51 [略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の <u>新築又は増築等</u> に係る認定の申請に対する審査	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下52の項において同じ。）の数が1である場合	[略]
	[略]	[略]
53 [略]	[略]	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>新築又は増築等</u> の許可の申請に対する審査	[略]	[略]
55～61 [略]		[略]

備考

計による建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
48 [略]	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下48の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	[略]
	[略]	[略]
49 [略]	[略]	[略]
50 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の <u>建築</u> に係る認定の申請に対する審査	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下50の項において同じ。）の数が1である場合	[略]
	[略]	[略]
51 [略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>建築</u> の許可の申請に対する審査	[略]	[略]
53～59 [略]		[略]

備考

1～6 [略]

7 49の項において、建築等とは、法第86条第1項に規定する建築等をいう。

8 52及び54の項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分		手数料（1件につき）			
			適合書あり	適合書なし		
				ア	イ	
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	住	[略]	[略]	[略]	[略]	
	宅	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	3万9,000円	7万6,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	6万8,000円	12万8,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	12万8,000円	22万5,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	18万3,000円	31万2,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	33万円	60万6,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	53万5,000円	104万7,000円
			床面積の合計が5万平	[略]	94万	192万

1～6 [略]

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分		手数料（1件につき）		
			適合書あり	適合書なし	
				ア	イ
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	住	[略]	[略]	[略]	[略]
	宅	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	7万6,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	12万8,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	22万5,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	31万2,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	60万6,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	104万7,000円
			床面積の合計が5万平	[略]	192万5,000円

		方メートル以上		2,000円	5,000円
[略]		[略]		[略]	

備考

1～3 [略]

4 申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

5 [略]

6 1の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。

7 [略]

別表第13(第5条の5関係)

(1) [略]

(2) 法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務(省エネ性能向上計画の認定)

種別	区分			手数料(1件につき)		
				適合書あり	適合書なし	
					ア	イ
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	申請に係る建築物が住宅部	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	[略]	2万円	3万7,000円
			床面積の合計が200平	[略]	2万	4万

		方メートル以上			
[略]		[略]		[略]	

備考

1～3 [略]

4 申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

5 [略]

6 1の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合は、当該住宅の共用部分(同項第1号の共用部分をいう。)を除く。

7 [略]

別表第13(第5条の5関係)

(1) [略]

(2) 法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務(省エネ性能向上計画の認定)

種別	区分			手数料(1件につき)		
				適合書あり	適合書なし	
					ア	イ
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	申請に係る建築物が住宅部	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	[略]	3万7,000円	
			床面積の合計が200平	[略]	4万2,000円	

審査	分のみ からな る建築 物の場 合		方メートル以上		2,000 円	2,000 円
		共同住 宅、長 屋その 他の一 戸建て の住宅 以外の 住宅の 場合	床面積の合計が300平 方メートル未満	[略]	3万 7,000 円	7万 4,000 円
			床面積の合計が300平 方メートル以上2,000 平方メートル未満	[略]	6万 6,000 円	12万 6,000 円
			床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満	[略]	12万 6,000 円	22万 2,000 円
			床面積の合計が5,000 平方メートル以上1 万平方メートル未満	[略]	18万 1,000 円	31万円
			床面積の合計が1万 平方メートル以上2 万5,000平方メートル 未満	[略]	32万 8,000 円	60万 4,000 円
			床面積の合計が2万 5,000平方メートル以 上5万平方メートル 未満	[略]	53万 3,000 円	104万 5,000 円
			床面積の合計が5万 平方メートル以上	[略]	94万円	192万 3,000 円
[略]		[略]	[略]	[略]		

備考

審査	分のみ からな る建築 物の場 合		方メートル以上			
		共同住 宅、長 屋その 他の一 戸建て の住宅 以外の 住宅の 場合	床面積の合計が300平 方メートル未満	[略]		7万4,000円
			床面積の合計が300平 方メートル以上2,000 平方メートル未満	[略]		12万6,000円
			床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満	[略]		22万2,000円
			床面積の合計が5,000 平方メートル以上1 万平方メートル未満	[略]		31万円
			床面積の合計が1万 平方メートル以上2 万5,000平方メートル 未満	[略]		60万4,000円
			床面積の合計が2万 5,000平方メートル以 上5万平方メートル 未満	[略]		104万5,000円
			床面積の合計が5万 平方メートル以上	[略]		192万3,000円
[略]		[略]	[略]	[略]		

備考

1～4 [略]

5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

6～10 [略]

(3) [略]

1～4 [略]

5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

6～10 [略]

(3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第38号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

食品衛生法並びに建築基準法及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。